

○文部科学省告示第三号
内閣府

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年十二月二十五日から適用する。

内閣総理大臣 高市 早苗
文部科学大臣 松本 洋平

令和七年十二月二十五日

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

第八 管理運営等	改 正 後	第八 管理運営等	改 正 前
<p>〔一九略〕</p> <p>十 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この十において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>〔一九 同上〕</p> <p>〔加える。〕</p>	<p>〔一九 同上〕</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。